

青森県報

第四千五百二十二号

平成三十年
十月三十一日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の所在地変更の届出……………(健康福祉政策課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地変更の届出……………(同) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指
定の辞退……………(保健衛生課) ……二
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……三
- 公共測量の実施……………(監理課) ……三
- 地域森林計画の案の縦覧……………(林政課) ……三
- 都市計画事業の変更認可……………(都市計画課) ……四
- ノート型パーソナルコンピュータの購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域県民局) ……六

選挙管理委員会

○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正：(事務局) ……六

告 示

青森県告示第七百三十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	ワカバ調剤薬局黒石駅前店	黒石市一番町四二	平成 三三・三・二七
変更後		黒石市一番町一八五	

青森県告示第七百二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	ワカバ調剤薬局黒石駅前店	黒石市一番町四二	平成 三・二・二七
変更後		黒石市一番町一八五	

青森県告示第七百四十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成三十年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担当診療科名	指定辞退年月日
難病指定	柳 沢 健	のへじくりニツク	泌尿器科	平成 三〇・〇・一
		上北郡野辺地町字下小野一八の八		

青森県告示第七百四十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成三十年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

クオール薬局弘前豊原店	弘前市大字豊原一丁目五の二九	平成 三〇・〇・一
クオール薬局弘前店	弘前市大字五所字野沢三九の二五	ク

青森県告示第七百四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
株式会社オール	居宅介護	ヘルパーステーション	平成 三〇・二・三
青森市青柳二丁目四の一	ヘルパーステーション	北津軽郡板柳町大字福野田字実田一九の四	
株式会社オール	重度訪問介護	ヘルパーステーション	ク
青森市青柳二丁目四の一	ヘルパーステーション	北津軽郡板柳町大字福野田字実田一九の四	

青森県告示第七百四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	訪問看護リハビリステーション愛あい	所 在 地	三戸郡五戸町字下モ沢向二の四〇	指 定 日	平成 三〇・二・一
-----	-------------------	-------	-----------------	-------	--------------

青森県告示第七百四十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

平成三十年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	社会福祉法人伸康会	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指 定 日
	社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一字石田一二一の一	児童発達支援			
名 称	社会福祉法人伸康会	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指 定 日
	社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一字石田一二一の一	児童発達支援			

青森県告示第七百四十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
- 二 測量の種類
公共測量（二級基準点測量、三級水準測量）
- 三 測量の期間
平成三十年十月二十五日から同年十二月二十五日まで
- 四 測量の地域
五所川原市大字小曲字枝村一つがる市木造越水

公 告

地域森林計画の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、下北森林計画区に係る平成三十一年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成三十年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧場所

- 一 青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部
- 二 縦覧期間
平成三十年十月三十一日から同年十一月二十九日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

都市計画事業の変更認可

弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道事業岩木川流域下水道（岩木川処理区）の変更認可について、平成三十年十月十九日東北地方整備局告示第二百六号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道事業岩木川流域下水道（岩木川処理区）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

ノート型パーソナルコンピュータの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「購入物品」という。）の購入とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

ノート型パーソナルコンピュータ 千六十五台

2 購入物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

平成三十一年三月十五日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同一の種類の物品について納入実績等があることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成三十年十一月二十二日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九八

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九八

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成三十年十二月十一日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎南棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされたと判断された製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって

有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

3 契約書作成の要否 要

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Notebook personal computer: 1065

2 Time limit for tender:

11 December, 2018

(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Accounts Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN
TEL 017-734-9098

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 合同会社奥谷工業
- 二 代表者の氏名 奥谷広
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字鮫町字二見町三四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第三〇〇五五三号
- 五 取消年月日 平成三十年十月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
 - 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
 - 平成二十六年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

二の表中

特別養護老人ホームきりん館	三	中泊町大字田茂木字若宮一九三
特別養護老人ホームきりん館	三	中泊町大字田茂木字若宮一九三
特別養護老人ホーム 幸	ク	中泊町大字尾別字小谷二六の一

を
に改める。

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭